

報告第12号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和6年9月2日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

6 専第 4 号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 355,828 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 令和 6 年 8 月 7 日
- 4 事 案 概 要 令和 6 年 5 月 2 日（木）午後 2 時 10 分頃、公用自転車にて京阪電車交野線沿いの市道を交野市駅方面に北上中、信号のない交差点を横断しようとした際、京阪電車高野街道踏切で遮断機が降り、交差点内でバスが停車していたため、当該バス後部へ回り込み、道路を横断したところ、右折しようとして停車していた対向車両を避け切れず、相手方車両に接触し破損させたもの。
- 5 そ の 他
- | | |
|------------------|-----------|
| 相手方修理費 | 355,828 円 |
| 全国市長会市民総合賠償補償保険額 | 355,828 円 |
| 市持出額 | 0 円 |

令和 6 年 8 月 7 日

交野市長 山 本 景